

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	ウランバートル市給水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	ウランバートル市給水施設改善計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	58,000 千円 H17. 1.22まで	H16. 1.23 ウランバートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロブサンギーン・エルデネチヨローン 外務大臣	H16.10. 4 646号
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	138,000 千円 H16. 3.31まで	H16. 1.23 ウランバートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロブサンギーン・エルデネチヨローン 外務大臣	H16.10. 4 648号
モンゴル	食糧援助に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与	100,000 千円 H17. 3.31まで	H16. 4. 2 ウランバートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロブサンギーン・エルデネチヨローン 外務大臣	H16. 9.17 611号
モンゴル	ウランバートル市給水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	ウランバートル市給水施設改善計画を実施するために必要な1. 給水施設の改善に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	1,627,000 千円 (H16年度 68,000 千円) H17. 3.31まで (H17年度 607,000 千円) H18. 3.31まで (H18年度 952,000 千円) H19. 3.31まで	H16. 5.27 ウランバートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロブサンギーン・エルデネチヨローン 外務大臣	H16.10. 4 647号
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	169,000 千円 H17. 3.31まで	H16. 5.27 ウランバートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロブサンギーン・エルデネチヨローン 外務大臣	H16.10. 4 649号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
			368,000千円 (H16年度 44,000千円) H17.3.31まで (H17年度 156,000千円) H18.3.31まで (H18年度 92,000千円) H19.3.31まで (H19年度 76,000千円) H20.3.31まで			
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴル 国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与		H16.5.27 ウランバ ートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロブサンギー ン・エルデネチヨローン 外務大臣	H16.10.4 650号
モンゴル	第三次初等教育施設整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とモンゴル国政府との間の交換 公文	第三次初等教育施設整備計画を実施するために必要 な 1. 初等教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	832,000千円 H17.3.31まで	H16.6.22 ウランバ ートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロブサンギー ン・エルデネチヨローン 外務大臣	H17.3.14 123号
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に 関する日本国政府とモンゴル国 政府との間の交換公文	モンゴルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むモンゴルの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係を贈与すること。	300,000千円 -----	H17.1.28 ウランバ ートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ツェンゲイー ン・ムンフオルギル外務 大臣	H17.5.27 324号
モンゴル	食糧援助に関する日本国政府と モンゴル国政府との間の交換公 文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H18.3.31まで	H17.4.22 ウランバ ートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ツェンゲイー ン・ムンフオルギル外務 大臣	H17.6.24 505号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与	303,000千円 (H17年度 33,000千円) H18.3.31まで (H18年度 134,000千円) H19.3.31まで (H19年度 76,000千円) H20.3.31まで (H20年度 60,000千円) H21.3.31まで	H17.6.13 ウランバートルで (同日)	日本側 富田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ツェンデアイ ン・ムンフオルギル外務 大臣	H17.7.13 661号
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与	104,000千円 H18.3.31まで	H17.6.13 ウランバートルで (同日)	日本側 富田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ツェンデアイ ン・ムンフオルギル外務 大臣	H17.8.2 732号
モンゴル	第二次初等教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	第二次初等教育施設整備計画を実施するために必要な1. 初等教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 東部幹線道路建設及び道路建設機械整備計画を実施するために必要な1. 道路の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 詳細設計に必要な役務の供与	917,000千円 H18.3.31まで	H17.6.27 ウランバートルで (同日)	日本側 富田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ツェンデアイ ン・ムンフオルギル外務 大臣	H17.7.26 694号
モンゴル	東部幹線道路建設及び道路建設機械整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	東部幹線道路建設及び道路建設機械整備計画を実施するために必要な1. 道路の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 詳細設計に必要な役務の供与	544,000千円 H18.3.31まで	H17.6.27 ウランバートルで (同日)	日本側 富田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ツェンデアイ ン・ムンフオルギル外務 大臣	H17.7.26 698号
モンゴル	第三次初等教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	第三次初等教育施設整備計画を実施するために必要な1. 初等教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	784,000千円 H18.3.31まで	H17.6.27 ウランバートルで (同日)	日本側 富田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ツェンデアイ ン・ムンフオルギル外務 大臣	H17.8.2 734号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
モンゴル	モンゴル音楽舞蹈学校楽器整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	モンゴル音楽舞蹈学校楽器整備計画を実施するため に必要な 1. 楽器及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の楽器の輸送に必要な役務の供与	50,000千円 H18.3.31まで	H17.9.2 ウランバートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ツェンデイー ン・ムンフオルギル外務 大臣	H17.926 956号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。